



平成 29 年度 水質検査計画

水質検査計画は、水道法施行規則第 15 条第 6 項により策定が義務付けられており、定期の水質検査の水質検査項目、採水の場所、検査の回数等の内容及び臨時の水質検査の内容を記載し、需要者に対して情報提供することとされています。

[水質検査計画の内容]

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1 基本方針 | 7 水質検査結果の公表 |
| 2 盛岡市水道事業の概要 | 8 水質検査結果の評価 |
| 3 水源及び水道の水質状況 | 9 水質検査計画の見直し |
| 4 水質検査の項目設定 | 10 水質検査の精度と信頼性の確保 |
| 5 水質検査方法 | 11 関係者との連携 |
| 6 臨時の水質検査 | |

盛岡市上下水道局

1 基本方針

水道利用者が、安全でおいしい水をいつでも利用できることを目的として、水道水の品質保証と品質管理のための水質検査を以下の方針で行います。

(1) 採水場所は、水道法で検査が義務付けられている給水栓（蛇口）水に加えて、給水する水を溜めおく浄配水池でも検査を行います。原水等についても適切な浄水処理を行う上での確認のため、浄水に準じた検査を行います。

(2) 水質検査項目は、水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目及び水質基準項目に加え、水質管理目標設定項目、要検討項目、クリプトスポリジウム等及びその他水質管理上必要な項目についても行います。

また、浄水場上流河川の被汚染状況を把握するため、浄水場上流域において環境項目調査を行います。

(3) 主な検査における検査回数は以下のとおり設定し実施します。

① 毎日検査は、1日1回行います。

② 水質基準項目のうち、水道の衛生状態の確認等の項目は月1回、その他の水質基準項目は水道法に基づいた適切な検査回数を設定し検査を行います。

③ 水質管理目標設定項目は、項目により年1回以上、適切な検査回数を設定し検査を行います。

④ クリプトスポリジウム等検査は、原水で原則年4回の検査を行います。

2 盛岡市水道事業の概要

(1) 給水状況

昨年度の給水状況は以下のとおりです。

表 2-1 盛岡市の給水状況

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度
行政区域内人口 (A) (人)	292,980	294,072
給水区域内人口 (人)	289,409	290,362
行政区域面積 (km ²)	886.47	886.47
給水区域面積 (km ²)	138.79	138.78
給水人口 (B) (人)	286,982	287,952
給水世帯数 (世帯)	130,874	129,721
水道普及率 (B/A×100) (%)	98.0	97.9
一日平均配水量 (m ³)	84,450	85,011
一日最大配水量 (m ³)	96,859 (7月22日)	94,315 (8月4日)
取水能力 (m ³ /日)	138,517	138,517
配水能力 (m ³ /日)	131,817	131,817

(2) 浄水施設の概要

盛岡市の水道を浄水場ブロックごとに分類すると、米内浄水場系統、中屋敷浄水場系統、沢田浄水場系統、新庄浄水場系統、生出浄水場系統、刈屋浄水場系統及び前田浄水場系統の、合計7系統に分類されます。

盛岡市における各浄水場の施設概要を次表に示します。

表 2-2 盛岡市の浄水施設概要

	米内浄水場	中屋敷浄水場	沢田浄水場	新庄浄水場	生出浄水場	刈屋浄水場	前田浄水場
所在地	上米内字中居49番1外	中屋敷町103番2外	東中野字沢田5番2外	加賀野字桜山86番外	下田字仲平5番3外	滝沢市後268番1130	姫神岳国有林第63林班い1小班
敷地面積(m ²)	25,438.80	11,072.00	39,015.62	50,305.18	3,693.52	300.00	1,121
原水の種類	米内川表流水	御所ダム放流水 雫石川表流水	築川表流水	綱取ダム放流水 中津川表流水	地下水(湧水)	地下水(深井戸)	芦名沢川支流 通称北ノ又沢
一日平均配水量(m ³ /日)	18,071	17,693	23,877	21,978	3,095	270	27
浄水処理方法	【緩速系】 ・普通沈でん ・緩速ろ過 ・塩素消毒 【急速系】 ・凝集沈でん ・中間塩素処理 ・急速ろ過 ・塩素消毒	・凝集沈でん ・中間塩素処理 ・急速ろ過 ・活性炭ろ過 ・塩素消毒	・凝集沈でん ・中間塩素処理 ・急速ろ過 ・塩素消毒	・凝集沈でん ・中間塩素処理 ・急速ろ過 ・活性炭ろ過 ・塩素消毒	・塩素消毒	・塩素消毒	・凝集沈でん ・中間塩素処理 ・塩素消毒 ・急速ろ過
沈でん池	【緩速系】 ・普通常流式 【急速系】 ・上向流傾斜沈降装置付高速凝集スラリー循環形	・上向流傾斜板沈降装置付高速凝集脈動形	・横流式傾斜板	・移動式傾斜板沈降装置付横流式	—	—	・横流式傾斜管
ろ過池	【緩速系】 ・砂ろ過 【急速系】 ・重力式多孔管型砂ろ過	・自然平衡型砂ろ過 ・重力式砂ろ過	・重力式レオボルト型砂ろ過	・自然平衡型複層ろ過(アンスラサイト)	—	—	・砂ろ過
高度処理	—	粒状活性炭	—	粒状活性炭	—	—	—
凝集剤	ポリ塩化アルミニウム	ポリ塩化アルミニウム	ポリ塩化アルミニウム	ポリ塩化アルミニウム	—	—	ポリ塩化アルミニウム
pH調整剤	苛性ソーダ 25%	苛性ソーダ 25%	苛性ソーダ 25%	苛性ソーダ 48%	—	—	苛性ソーダ 25%
消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム 12%	次亜塩素酸ナトリウム 12%	次亜塩素酸ナトリウム 12%	次亜塩素酸ナトリウム 12%	次亜塩素酸ナトリウム 12%	次亜塩素酸ナトリウム 6%	次亜塩素酸ナトリウム 6%

3 水源及び水道の水質状況

(1) 原水の水質状況

各浄水場における原水水質の管理上注目すべき項目を次表に示します。各浄水場では、原水水質検査結果、常時計測データ等から、浄水処理の適正管理に努めています。

表3 原水水質の汚染要因及び水質管理上注目すべき項目

	米内 浄水場	中屋敷 浄水場	沢田 浄水場	新庄 浄水場	生出 浄水場	刈屋 浄水場	前田 浄水場	水質管理上留意すべき水質項目
耐塩素感染性原虫	○	○	○	○	○	○	○	クリプトスポリジウム等, 指標菌
降雨による濁質増加	○	○	○	○			○	濁度, アルカリ度
農薬類の散布	○	○	○	○				農薬類
油類の流入	○	○	○	○			○	臭気
有機汚濁物質の増加	○	○	○	○			○	消毒副生成物(THMs等), 紫外線吸光度
水中微生物の増殖	○	○		○				ジェオスミン, 2-MIB, 臭気
ダム湖底層部からの溶出	○	○		○				マンガン, 亜硝酸態窒素, アンモニア態窒素
有機溶剤等の地下浸透					○	○		トリクロロエチレン, ベンゼン等
地質の影響・温泉排水		○			○	○		ヒ素, フッ素, ホウ素

(2) 水道水の水質状況

水質基準項目は、水道水中の大腸菌や鉛、有機化合物などの「健康に関する項目」と、水道水の味・においや器具への水垢の付きにくさなどの「生活上の支障に関する項目」に分類されています。水質基準項目は、水道水を体重 50 kg の人が 1 日 2 L、70 年間毎日飲用を続けたとしても健康影響を生じない項目及びその濃度として設定されています。

盛岡市の水道水は、各浄水場において原水水質の状況や汚染となりうる要因を踏まえて適切な浄水処理を行っており、これまでの水道水質検査結果によると、すべての項目で水質基準を十分に満足していることから安全で品質の良い水を利用者へと供給しています。

なお、過去 3 年間の各浄水場系統の給水栓で実施した水質検査結果を次頁以降に示します。

米内浄水場系給水栓の水質状況(平成 26~28 年度)

No.	項目名	単位	H26			H27			H28			H26-H28	H28年度	最大値/
			最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大値	水質基準値	基準値
1	一般細菌	個/mL	2	0	0	0			0			2	100	2%
2	大腸菌	MPN/100mL	不検出			不検出			不検出			不検出	検出されないこと	0%
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.0003			<0.0003			<0.0003			<0.0003	0.003	0%
4	水銀及びその化合物	mg/L	<0.00005			<0.00005			<0.00005			<0.00005	0.0005	0%
5	セレン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
6	鉛及びその化合物	mg/L	<0.001			0.002	<0.001	<0.001	<0.001			0.002	0.01	20%
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
8	六価クロム化合物	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.05	0%
9	亜硝酸態窒素	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.38	0.11	0.21	0.24	0.10	0.16	0.22	0.12	0.16	0.38	10	4%
12	フッ素及びその化合物	mg/L	<0.05			<0.05			<0.05			<0.05	0.8	0%
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	<0.02			<0.02			<0.02			<0.02	1	0%
14	四塩化炭素	mg/L	<0.0002			<0.0002			<0.0002			<0.0002	0.002	0%
15	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.05	0%
16	(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
17	ジクロロメタン	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
18	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
19	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.03	0%
20	ベンゼン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
21	塩素酸	mg/L	<0.06			<0.06			<0.06			<0.06	0.6	0%
22	クロロ酢酸	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
23	クロロホルム	mg/L	0.006	<0.001	0.003	0.007	0.001	0.003	0.006	0.002	0.005	0.007	0.06	12%
24	ジクロロ酢酸	mg/L	<0.004			<0.004			0.004	<0.003	<0.003	0.004	0.03	13%
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.1	0%
26	臭素酸	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
27	総トリハロメタン	mg/L	0.009	<0.001	0.004	0.010	0.002	0.005	0.009	0.004	0.007	0.010	0.1	10%
28	トリクロロ酢酸	mg/L	<0.02			<0.02	<0.02	<0.02	0.004	<0.003	<0.003	<0.02	0.03	13%
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.003	<0.001	0.002	0.003	0.001	0.002	0.003	0.002	0.002	0.003	0.03	10%
30	ブロモホルム	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.09	0%
31	ホルムアルデヒド	mg/L	<0.008			<0.008			<0.008			<0.008	0.08	0%
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	1	0%
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02	<0.01	<0.01	0.02	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	0.02	0.2	10%
34	鉄及びその化合物	mg/L	<0.03			<0.03			<0.03			<0.03	0.3	0%
35	銅及びその化合物	mg/L	<0.01			<0.01			<0.01			<0.01	1	0%
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	4.9	3.3	3.9	5.3	3.7	4.1	3.6	3.4	3.5	5.3	200	3%
37	マンガン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.05	0%
38	塩化物イオン	mg/L	5.4	3.8	4.2	5.6	3.9	4.5	5.9	4.0	4.5	5.9	200	3%
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	17.3	10.2	14.9	18.3	14.8	16.5	16.5	15.6	16.0	18.3	300	6%
40	蒸発残留物	mg/L	40	32	36	44	25	35	47	37	43	47	500	9%
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.02			<0.02			<0.02			<0.02	0.2	0%
42	ジェオスミン	mg/L	<0.000001			<0.000001			0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000001	0.00001	10%
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	<0.000001			<0.000001			<0.000001			<0.000001	0.00001	0%
44	非イオン界面活性剤	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.02	0%
45	フェノール類	mg/L	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005	0.005	0%
46	有機物(TOC)	mg/L	0.5	<0.3	<0.3	0.6	<0.3	<0.3	0.5	<0.3	<0.3	0.6	3	20%
47	pH値	-	7.4	7.1	7.3	7.4	7.1	7.2	7.3	6.8	7.1	6.8以上7.4以下	5.8以上8.6以下	
48	味	-	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
49	臭気	-	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
50	色度	度	0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5			0.6	5	12%
51	濁度	度	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1	2	0%

※ 記号“<”は未満を表します。

(例) カドミウム及びその化合物<0.0003 mg/L は、0.0003 mg/L 未満

中屋敷浄水場系給水栓の水質状況(平成26~28年度)

No.	項目名	単位	H26			H27			H28			H26-H28 最大値	H28年度 水質基準値	最大値/ 基準値
			最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均			
1	一般細菌	個/mL	0			0			0			0	100	0%
2	大腸菌	MPN/100mL	不検出			不検出			不検出			不検出	検出されないこと	0%
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.0003			<0.0003			<0.0003			<0.0003	0.003	0%
4	水銀及びその化合物	mg/L	<0.00005			<0.00005			<0.00005			<0.00005	0.0005	0%
5	セレン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.005	<0.001	0.002	0.004	<0.001	0.001	0.004	<0.001	0.001	0.005	0.01	50%
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
8	六価クロム化合物	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.05	0%
9	亜硝酸態窒素	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.58	0.24	0.37	0.51	0.22	0.34	0.68	0.24	0.33	0.68	10	7%
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.06	<0.05	<0.05	0.05	<0.05	<0.05	<0.05			0.06	0.8	8%
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.03	<0.02	<0.02	0.03	<0.02	<0.02	0.03	<0.02	0.02	0.03	1	3%
14	四塩化炭素	mg/L	<0.0002			<0.0002			<0.0002			<0.0002	0.002	0%
15	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.05	0%
16	(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
17	ジクロロメタン	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
18	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
19	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.03	0%
20	ベンゼン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
21	塩素酸	mg/L	<0.06			<0.06			<0.06			<0.06	0.6	0%
22	クロロ酢酸	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
23	クロロホルム	mg/L	0.022	0.001	0.010	0.006	0.001	0.003	0.005	0.001	0.003	0.022	0.06	37%
24	ジクロロ酢酸	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.002	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	0.001	0.004	<0.001	0.002	0.004	0.1	4%
26	臭素酸	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
27	総トリハロメタン	mg/L	0.030	0.002	0.014	0.013	0.002	0.006	0.014	0.003	0.007	0.030	0.1	30%
28	トリクロロ酢酸	mg/L	<0.02			<0.02			<0.003			<0.02	0.2	0%
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.006	0.001	0.003	0.005	0.001	0.003	0.005	0.002	0.003	0.006	0.03	20%
30	ブロモホルム	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.09	0%
31	ホルムアルデヒド	mg/L	<0.008			<0.008			<0.008			<0.008	0.08	0%
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.010	<0.005	<0.005	0.023	<0.005	0.007	0.016	<0.005	0.008	0.023	1	2%
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	<0.01			0.01	<0.01	<0.01	0.02	<0.01	<0.01	0.02	0.2	10%
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.05	<0.03	<0.03	0.03	<0.03	<0.03	<0.03			0.05	0.3	17%
35	銅及びその化合物	mg/L	<0.01			<0.01			<0.01			<0.01	1	0%
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.1	4.8	6.5	6.9	4.5	6.0	8.0	5.2	6.6	8.1	200	4%
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001	<0.001	<0.001	<0.001			<0.001			0.001	0.05	2%
38	塩化物イオン	mg/L	11.8	5.8	8.0	10.0	5.9	7.9	10.9	6.7	8.0	11.8	200	6%
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	39.0	18.5	29.0	32.6	21.0	27.9	47.8	23.3	32.6	47.8	300	16%
40	蒸発残留物	mg/L	74	49	62	80	56	72	99	57	76	99	500	20%
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.02			<0.02			<0.02			<0.02	0.2	0%
42	ジェオスミン	mg/L	<0.000001			<0.000001			<0.000001			<0.000001	0.00001	0%
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	<0.000001			<0.000001			<0.000001			<0.000001	0.00001	0%
44	非イオン界面活性剤	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.02	0%
45	フェノール類	mg/L	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005	0.005	0%
46	有機物(TOC)	mg/L	0.6	<0.3	<0.3	0.5	<0.3	<0.3	0.5	<0.3	<0.3	0.6	3	20%
47	pH値	-	7.4	7.0	7.2	7.4	6.9	7.2	7.3	7.0	7.1	6.9以上7.4以下	5.8以上8.6以下	
48	味	-	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
49	臭気	-	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
50	色度	度	0.8	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	0.8	5	16%
51	濁度	度	0.1	<0.1	<0.1	<0.1			<0.1			0.1	2	5%

※ 記号"<"は未満を表します。

(例) カドミウム及びその化合物<0.0003 mg/L は、0.0003 mg/L 未満

沢田浄水場系給水栓の水質状況(平成 26~28 年度)

No.	項目名	単位	H26			H27			H28			H26-H28	H28年度	最大値/
			最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大値	水質基準値	基準値
1	一般細菌	個/mL	2	0	0	0			0			2	100	2%
2	大腸菌	MPN/100mL	不検出			不検出			不検出			不検出	検出されないこと	0%
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.0003			<0.0003			<0.0003			<0.0003	0.003	0%
4	水銀及びその化合物	mg/L	<0.00005			<0.00005			<0.00005			<0.00005	0.0005	0%
5	セレン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001	<0.001	<0.001	<0.001			<0.001			0.001	0.01	10%
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
8	六価クロム化合物	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.05	0%
9	亜硝酸態窒素	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.64	0.29	0.43	0.62	0.22	0.36	0.45	0.28	0.36	0.64	10	6%
12	フッ素及びその化合物	mg/L	<0.05			<0.05			<0.05			<0.05	0.8	0%
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	<0.02			<0.02			<0.02			<0.02	1	0%
14	四塩化炭素	mg/L	<0.0002			<0.0002			<0.0002			<0.0002	0.002	0%
15	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.05	0%
16	(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
17	ジクロロメタン	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
18	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
19	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.03	0%
20	ベンゼン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
21	塩素酸	mg/L	<0.06			<0.06			<0.06			<0.06	0.6	0%
22	クロロ酢酸	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
23	クロロホルム	mg/L	0.004	<0.001	0.001	0.009	0.001	0.004	0.010	0.001	0.005	0.010	0.06	17%
24	ジクロロ酢酸	mg/L	<0.004			<0.004			<0.003			<0.004	0.04	0%
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.1	1%
26	臭素酸	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
27	総トリハロメタン	mg/L	0.008	<0.001	0.003	0.014	0.002	0.007	0.016	0.004	0.008	0.016	0.1	16%
28	トリクロロ酢酸	mg/L	<0.02			<0.02	<0.02	<0.02	0.007	<0.003	<0.003	<0.02	0.2	4%
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.003	<0.001	0.001	0.004	0.001	0.002	0.005	0.002	0.003	0.005	0.03	17%
30	ブロモホルム	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.09	0%
31	ホルムアルデヒド	mg/L	<0.008			<0.008			<0.008			<0.008	0.08	0%
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.011	<0.005	<0.005	<0.005			0.005	<0.005	<0.005	0.011	1	1%
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.03	<0.01	0.01	0.03	0.01	0.02	0.05	<0.01	0.02	0.05	0.2	25%
34	鉄及びその化合物	mg/L	<0.03			<0.03			<0.03			<0.03	0.3	0%
35	銅及びその化合物	mg/L	<0.01			<0.01			<0.01			<0.01	1	0%
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	6.6	3.5	4.5	7.1	4.1	5.0	5.5	4.2	4.8	7.1	200	4%
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.002	<0.001	<0.001	0.003	<0.001	<0.001	<0.001			0.003	0.05	6%
38	塩化物イオン	mg/L	10.5	5.6	6.8	11.2	6.0	7.4	11.7	5.7	6.7	11.7	200	6%
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	27.2	15.8	24.1	31.6	21.6	27.2	31.3	25.9	28.4	31.6	300	11%
40	蒸発残留物	mg/L	55	41	49	64	50	56	58	47	54	64	500	13%
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.02			<0.02			<0.02			<0.02	0.2	0%
42	ジェオスミン	mg/L	0.000002	<0.000001	<0.000001	<0.000001			<0.000001			0.000002	0.00001	20%
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	<0.000001			<0.000001			<0.000001			<0.000001	0.00001	0%
44	非イオン界面活性剤	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.02	0%
45	フェノール類	mg/L	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005	0.005	0%
46	有機物(TOC)	mg/L	0.5	<0.3	<0.3	0.5	<0.3	<0.3	0.4	<0.3	<0.3	0.5	3	17%
47	pH値	-	7.5	7.1	7.3	7.5	7.2	7.4	7.6	7.1	7.3	7.1以上7.6以下	5.8以上8.6以下	
48	味	-	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
49	臭気	-	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
50	色度	度	<0.5			<0.5			<0.5			<0.5	5	0%
51	濁度	度	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1	2	0%

※ 記号"<"は未満を表します。

(例) カドミウム及びその化合物<0.0003 mg/L は、0.0003 mg/L 未満

新庄浄水場系給水栓の水質状況(平成 26~28 年度)

No.	項目名	単位	H26			H27			H28			H26-H28 最大値	H28年度 水質基準値	最大値/ 基準値
			最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均			
1	一般細菌	個/mL	10	0	0	0			0			10	100	10%
2	大腸菌	MPN/100mL	不検出			不検出			不検出			不検出	検出されないこと	0%
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.0003			<0.0003			<0.0003			<0.0003	0.003	0%
4	水銀及びその化合物	mg/L	<0.00005			<0.00005			<0.00005			<0.00005	0.0005	0%
5	セレン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001	<0.001	<0.001	<0.001			<0.001			0.001	0.01	10%
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
8	六価クロム化合物	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.05	0%
9	亜硝酸態窒素	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.55	0.21	0.31	0.37	0.15	0.24	0.27	0.19	0.23	0.55	10	6%
12	フッ素及びその化合物	mg/L	<0.05			<0.05			<0.05			<0.05	0.8	0%
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	<0.02			<0.02			<0.02			<0.02	1	0%
14	四塩化炭素	mg/L	<0.0002			<0.0002			<0.0002			<0.0002	0.002	0%
15	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.05	0%
16	(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
17	ジクロロメタン	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
18	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
19	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.03	0%
20	ベンゼン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
21	塩素酸	mg/L	<0.06			0.09	<0.06	<0.06	<0.06			0.09	0.6	15%
22	クロロ酢酸	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
23	クロロホルム	mg/L	0.003	<0.001	0.002	0.006	<0.001	0.003	0.004	0.002	0.003	0.006	0.06	10%
24	ジクロロ酢酸	mg/L	<0.004			<0.004			<0.003			<0.004	0.04	0%
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.002	<0.001	0.001	0.002	<0.001	0.002	0.002	<0.001	0.001	0.002	0.1	2%
26	臭素酸	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
27	総トリハロメタン	mg/L	0.008	<0.001	0.004	0.012	0.001	0.007	0.009	0.004	0.007	0.012	0.1	12%
28	トリクロロ酢酸	mg/L	<0.02			<0.02			<0.003			<0.02	0.2	0%
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.003	<0.001	0.002	0.004	0.001	0.003	0.003	0.002	0.003	0.004	0.03	13%
30	ブロモホルム	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.09	0%
31	ホルムアルデヒド	mg/L	<0.008			<0.008			<0.008			<0.008	0.08	0%
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	<0.005			0.010	<0.005	<0.005	0.010	<0.005	<0.005	0.010	1	1%
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02	<0.01	<0.01	0.03	<0.01	0.02	0.02	<0.01	<0.01	0.03	0.2	15%
34	鉄及びその化合物	mg/L	<0.03			<0.03			<0.03			<0.03	0.3	0%
35	銅及びその化合物	mg/L	<0.01			<0.01			<0.01			<0.01	1	0%
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	6.0	3.7	4.4	5.1	4.2	4.6	4.4	4.1	4.2	6.0	200	3%
37	マンガン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.05	0%
38	塩化物イオン	mg/L	8.6	5.5	6.4	7.0	5.5	6.2	8.9	6.0	6.6	8.9	200	4%
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	22.4	14.4	19.2	21.5	17.3	19.8	20.3	18.8	19.5	22.4	300	7%
40	蒸発残留物	mg/L	57	35	45	45	24	37	54	48	50	57	500	11%
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.02			<0.02			<0.02			<0.02	0.2	0%
42	ジェオスミン	mg/L	<0.000001			<0.000001			0.000002	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.00001	20%
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	<0.000001			<0.000001			<0.000001			<0.000001	0.00001	0%
44	非イオン界面活性剤	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.02	0%
45	フェノール類	mg/L	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005	0.005	0%
46	有機物(TOC)	mg/L	0.4	<0.3	<0.3	0.4	<0.3	<0.3	0.4	<0.3	<0.3	0.4	3	13%
47	pH値	-	7.7	7.1	7.3	7.6	7.1	7.3	7.6	7.1	7.2	7.1以上7.7以下	5.8以上8.6以下	
48	味	-	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
49	臭気	-	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
50	色度	度	<0.5			0.5	<0.5	<0.5	<0.5			0.5	5	10%
51	濁度	度	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1	2	0%

※ 記号"<"は未満を表します。

(例) カドミウム及びその化合物<0.0003 mg/L は、0.0003 mg/L 未満

生浄水場系給水栓の水質状況(平成26~28年度)

No.	項目名	単位	H26			H27			H28			H26-H28 最大値	H28年度 水質基準値	最大値/ 基準値
			最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均			
1	一般細菌	個/mL	0			0			0			0	100	0%
2	大腸菌	MPN/100mL	不検出			不検出			不検出			不検出	検出されないこと	0%
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.0003			<0.0003			<0.0003			<0.0003	0.003	0%
4	水銀及びその化合物	mg/L	<0.00005			<0.00005			<0.00005			<0.00005	0.0005	0%
5	セレン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
6	鉛及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.01	30%
8	六価クロム化合物	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.05	0%
9	亜硝酸態窒素	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.72	0.66	0.70	0.67	0.58	0.65	0.66	0.64	0.65	0.72	10	7%
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.12	0.11	0.12	0.11	0.10	0.11	0.12	0.09	0.11	0.12	0.8	15%
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.08	0.08	0.08	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	1	9%
14	四塩化炭素	mg/L	<0.0002			<0.0002			<0.0002			<0.0002	0.002	0%
15	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.05	0%
16	(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
17	ジクロロメタン	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
18	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
19	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.03	0%
20	ベンゼン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
21	塩素酸	mg/L	0.08	<0.06	<0.06	0.13	<0.06	<0.06	<0.06			0.13	0.6	22%
22	クロロ酢酸	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
23	クロロホルム	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.06	0%
24	ジクロロ酢酸	mg/L	<0.004			<0.004			<0.003			<0.004	0.04	0%
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.1	0%
26	臭素酸	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
27	総トリハロメタン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.1	0%
28	トリクロロ酢酸	mg/L	<0.02			<0.02			<0.003			<0.02	0.2	0%
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.03	0%
30	ブロモホルム	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.09	0%
31	ホルムアルデヒド	mg/L	<0.008			<0.008			<0.008			<0.008	0.08	0%
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	1	0%
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	<0.01			<0.01			<0.01			<0.01	0.2	0%
34	鉄及びその化合物	mg/L	<0.03			<0.03			<0.03			<0.03	0.3	0%
35	銅及びその化合物	mg/L	<0.01			0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	0.01	1	1%
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.7	12.2	12.4	13.0	12.6	12.8	12.8	12.7	12.8	13.0	200	7%
37	マンガン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.05	0%
38	塩化物イオン	mg/L	8.0	7.3	7.6	8.2	7.9	8.1	8.3	7.9	8.2	8.3	200	4%
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	116.7	107.3	113.2	120.5	116.7	118.7	120.2	117.8	119.0	120.5	300	40%
40	蒸発残留物	mg/L	226	200	216	230	202	219	236	212	221	236	500	47%
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.02			<0.02			<0.02			<0.02	0.2	0%
42	ジェオスミン	mg/L	<0.000001			<0.000001			<0.000001			<0.000001	0.00001	0%
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	<0.000001			<0.000001			<0.000001			<0.000001	0.00001	0%
44	非イオン界面活性剤	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.02	0%
45	フェノール類	mg/L	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005	0.005	0%
46	有機物(TOC)	mg/L	<0.3			<0.3			<0.3			<0.3	3	0%
47	pH値	-	7.3	7.0	7.1	7.1	7.0	7.0	7.2	7.0	7.0	7以上7.3以下	5.8以上8.6以下	
48	味	-	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
49	臭気	-	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
50	色度	度	<0.5			<0.5			<0.5			<0.5	5	0%
51	濁度	度	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1	2	0%

※ 記号"<"は未満を表します。

(例) カドミウム及びその化合物<0.0003 mg/L は、0.0003 mg/L 未満

刈屋浄水場系給水栓の水質状況(平成 26～28 年度)

No.	項目名	単位	H26			H27			H28			H26-H28 最大値	H28年度 水質基準値	最大値/ 基準値
			最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均			
1	一般細菌	個/mL	0			0			0			0	100	0%
2	大腸菌	MPN/100mL	不検出			不検出			不検出			不検出	検出されないこと	0%
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.0003			<0.0003			<0.0003			<0.0003	0.003	0%
4	水銀及びその化合物	mg/L	<0.00005			<0.00005			<0.00005			<0.00005	0.0005	0%
5	セレン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
6	鉛及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.01	20%
8	六価クロム化合物	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.05	0%
9	亜硝酸態窒素	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.22	0.21	0.21	0.22	0.20	0.21	0.22	0.21	0.22	0.22	10	2%
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.15	0.14	0.15	0.15	0.14	0.14	0.15	0.12	0.14	0.15	0.8	19%
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	1	8%
14	四塩化炭素	mg/L	<0.0002			<0.0002			<0.0002			<0.0002	0.002	0%
15	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.05	0%
16	(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
17	ジクロロメタン	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
18	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
19	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.03	0%
20	ベンゼン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
21	塩素酸	mg/L	<0.06			<0.06			<0.06			<0.06	0.6	0%
22	クロロ酢酸	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
23	クロロホルム	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.06	0%
24	ジクロロ酢酸	mg/L	<0.004			<0.004			<0.003			<0.004	0.04	0%
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.1	0%
26	臭素酸	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
27	総トリハロメタン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.1	0%
28	トリクロロ酢酸	mg/L	<0.02			<0.02			<0.003			<0.02	0.2	0%
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.03	0%
30	ブロモホルム	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.09	0%
31	ホルムアルデヒド	mg/L	<0.008			<0.008			<0.008			<0.008	0.08	0%
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	1	0%
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	<0.01			<0.01			<0.01			<0.01	0.2	0%
34	鉄及びその化合物	mg/L	<0.03			<0.03			<0.03			<0.03	0.3	0%
35	銅及びその化合物	mg/L	<0.01			0.01	<0.01	<0.01	<0.01			0.01	1	1%
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	11.9	11.2	11.5	11.4	11.2	11.3	11.3	11.2	11.3	11.9	200	6%
37	マンガン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.05	0%
38	塩化物イオン	mg/L	7.5	7.1	7.3	8.0	6.9	7.1	7.2	7.0	7.1	8.0	200	4%
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	100.4	96.5	98.1	98.5	96.2	97.3	95.7	95.0	95.4	100.4	300	33%
40	蒸発残留物	mg/L	210	195	201	208	178	195	207	173	193	210	500	42%
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.02			<0.02			<0.02			<0.02	0.2	0%
42	ジェオスミン	mg/L	<0.000001			<0.000001			<0.000001			<0.000001	0.00001	0%
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	<0.000001			<0.000001			<0.000001			<0.000001	0.00001	0%
44	非イオン界面活性剤	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.02	0%
45	フェノール類	mg/L	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005	0.005	0%
46	有機物(TOC)	mg/L	<0.3			<0.3			<0.3			<0.3	3	0%
47	pH値	—	6.9	6.8	6.8	6.9	6.7	6.8	6.9	6.8	6.8	6.7以上6.9以下	5.8以上8.6以下	
48	味	—	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
49	臭気	—	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
50	色度	度	<0.5			<0.5			<0.5			<0.5	5	0%
51	濁度	度	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1	2	0%

※ 記号”<”は未満を表します。

(例) カドミウム及びその化合物<0.0003 mg/L は、0.0003 mg/L 未満

前田浄水場系給水栓の水質状況(平成 26~28 年度)

No.	項目名	単位	H26			H27			H28			H26-H28	H28年度	最大値/
			最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大値	水質基準値	基準値
1	一般細菌	個/mL	0			0			0			0	100	0%
2	大腸菌	MPN/100mL	不検出			不検出			不検出			不検出	検出されないこと	0%
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.0003			<0.0003			<0.0003			<0.0003	0.003	0%
4	水銀及びその化合物	mg/L	<0.00005			<0.00005			<0.00005			<0.00005	0.0005	0%
5	セレン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.004	0.001	0.002	0.003	<0.001	0.002	0.003	<0.001	0.002	0.004	0.01	40%
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
8	六価クロム化合物	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.05	0%
9	亜硝酸態窒素	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.23	0.79	0.88	1.03	0.62	0.68	0.77	0.52	0.58	1.23	10	12%
12	フッ素及びその化合物	mg/L	<0.05			<0.05			<0.05			<0.05	0.8	0%
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	<0.02			<0.02			<0.02			<0.02	1	0%
14	四塩化炭素	mg/L	<0.0002			<0.0002			<0.0002			<0.0002	0.002	0%
15	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.05	0%
16	(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
17	ジクロロメタン	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
18	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
19	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.03	0%
20	ベンゼン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
21	塩素酸	mg/L	<0.06			<0.06			<0.06			<0.06	0.6	0%
22	クロロ酢酸	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
23	クロロホルム	mg/L	0.011	<0.001	0.004	0.002	<0.001	0.002	0.004	<0.001	0.002	0.011	0.06	18%
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.010	<0.004	<0.004	<0.004			0.003	<0.003	<0.003	0.010	0.04	25%
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	<0.001			0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.1	1%
26	臭素酸	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
27	総トリハロメタン	mg/L	0.014	<0.001	0.006	0.005	<0.001	0.003	0.007	<0.001	0.004	0.014	0.1	14%
28	トリクロロ酢酸	mg/L	<0.02			<0.02			<0.003			<0.02	0.2	0%
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.003	<0.001	0.002	0.002	<0.001	0.001	0.002	<0.001	0.001	0.003	0.03	10%
30	ブロモホルム	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.09	0%
31	ホルムアルデヒド	mg/L	<0.008			<0.008			<0.008			<0.008	0.08	0%
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.005	<0.005	<0.005	0.006	<0.005	<0.005	0.009	<0.005	<0.005	0.009	1	1%
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.14	<0.01	0.04	0.02	<0.01	<0.01	0.02	<0.01	0.01	0.14	0.2	70%
34	鉄及びその化合物	mg/L	<0.03			<0.03			<0.03			<0.03	0.3	0%
35	銅及びその化合物	mg/L	<0.01			<0.01			<0.01			<0.01	1	0%
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	5.4	4.5	5.0	5.4	4.5	4.9	5.2	4.5	4.9	5.4	200	3%
37	マンガン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.05	0%
38	塩化物イオン	mg/L	6.5	5.9	6.1	6.4	5.9	6.2	6.4	6.0	6.3	6.5	200	3%
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	15.8	14.3	15.2	15.9	15.0	15.3	15.4	15.0	15.2	15.9	300	5%
40	蒸発残留物	mg/L	56	41	49	56	30	45	65	38	47	65	500	13%
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.02			<0.02			<0.02			<0.02	0.2	0%
42	ジェオスミン	mg/L	<0.000001			<0.000001			<0.000001			<0.000001	0.00001	0%
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	<0.000001			<0.000001			<0.000001			<0.000001	0.00001	0%
44	非イオン界面活性剤	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.02	0%
45	フェノール類	mg/L	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005	0.005	0%
46	有機物(TOC)	mg/L	0.4	<0.3	<0.3	0.3	<0.3	<0.3	<0.3			0.4	3	13%
47	pH値	-	7.4	7.0	7.2	7.3	7.0	7.2	7.3	7.1	7.2	7以上7.4以下	5.8以上8.6以下	
48	味	-	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
49	臭気	-	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
50	色度	度	<0.5			<0.5			<0.5			<0.5	5	0%
51	濁度	度	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1	2	0%

※ 記号"<"は未満を表します。

(例) カドミウム及びその化合物<0.0003 mg/L は、0.0003 mg/L 未満

4 定期水質検査の項目・頻度の設定

(1) 毎日検査項目

1日に1回、色・濁り・消毒の残留効果の3項目の検査を行い、安全な水が供給できていることの確認を行います。検査地点は、各浄水場系統の配水ブロックの中で水道水が滞留しやすい末端付近を選定し、全34地点で行います。

当該検査における項目・頻度・地点の詳細は「表4-1 水質検査表①」に示します。

(2) 水質基準項目

水道法第4条の規定により、給水栓から得られる水道水は水質基準51項目の要件を備えるものでなければなりません。盛岡市では、この水質基準項目における定期水質検査を、各浄水場の代表となる給水栓を選定し、全15地点で行います。水道法施行規則第15条第1項の規定により、検査項目の省略・検査頻度の緩和が一部認められています（表4-2 定期水質検査の法令等に基づく最低頻度）が、盛岡市では水質基準全項目を少なくとも年1回以上の頻度で検査を行います。

また、盛岡市では水道法で義務付けられる定期水質検査以外であっても、浄水場の上流水源・各浄水場の原水である河川水（又は地下水）・処理工程水・浄水場の浄配水池において水質基準項目に準じた定期水質検査を行います。これらによって得られた検査結果は浄水処理へとフィードバックすることで、より安全でおいしい水道水の供給へと努めます。

当該検査における項目・頻度・地点の詳細は「表4-3 水質検査表②」及び「表4-4 水質検査表③」に示します。

(3) 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目とは、研究等による毒性評価が暫定的であったり、または検出例が多くないものの水道水質の管理上注意すべき項目を指します。

より安全でおいしい高品質な水道水を提供するため、盛岡市では、水質管理目標設定項目の定期水質検査を行います。検査項目及び検査地点は、水質基準項目の定期水質検査に準じて行います。

なお、水質管理目標設定項目の一つである「農薬類」には全120物質が挙げられていますが、当市及びその周辺市町における農薬の使用状況、毒性、環境水中への残留性、使用時期等を総合的に評価し、検査を農薬散布時期に併せて年2回行います。

当該検査における項目・頻度・地点の詳細は「表4-5 水質検査表④」に示します。

(4) 要検討項目

要検討項目とは、研究等による毒性評価が定まらない物質や、水道水中の検出実態が明らかではなく、情報・知見を収集中である項目を指します。

盛岡市では、水道利用者の関心が高い「ダイオキシン類」の検査を、年1回行います。

(5) クリプトスポリジウム等検査項目

クリプトスポリジウム及びジアルジアは、わが国の環境中に普遍的に生息する病原性原虫であり、塩素消毒に耐性を示すことから、水道システムにおける要注意項目のひとつとして挙げられます。

盛岡市では、浄水場にろ過設備を有するなどクリプトスポリジウム等への対策を講じていますが、水源・原水の状況を精確に把握し、適切な浄水処理を実施するためクリプトスポリジウム等検査を

行います

検査項目及び検査地点は、法令等の定めるところにより、全7浄水場の原水（着水井）について、クリプトスポリジウム等汚染リスク分類に基づいた検査を年4回実施します。

当該検査における項目・頻度・地点の詳細は「表 4-6 水質検査表⑤」に示します。

(6) 水源域関係調査

環境水を原水として浄水処理を行う浄水場においては、原水水質の清浄であることが重要であり、特にダム湖等の停滞水域では、湖水の富栄養化が国内外で問題となる場合が多くあります。

盛岡市では、河川水の水質を把握するため、水質汚濁物質又は富栄養化関連物質の調査を、各浄水場の上流水源については年2回、各浄水場の原水である河川水では年4回行います。

当該検査における項目・頻度・地点の詳細は「表 4-7 水質検査表⑥」に示します。

(7) その他項目

その他、法令等により規制される項目以外のものでも、水質管理上必要な項目、又はより高品質な浄水処理のため必要な調査項目について、定期水質検査を行います。

当該検査における項目・頻度・地点の詳細は「表 4-5 水質検査表④」に示します。

表 4-1 水質検査表① 毎日検査

			検査回数(回/日)		
	No.		基準値等	給水栓	法定検査回数
毎日 検査	1	色	異常のないこと	1	1日に1回以上 (省略不可)
	2	濁り	異常のないこと	1	
	3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1 mg/L以上	1	

表 4-2 定期水質検査の法令等に基づく最低頻度

No.	検査地点	米内浄水場系 給水栓	中屋敷浄水場系 給水栓	沢田浄水場系 給水栓	新庄浄水場系 給水栓	生出浄水場系 給水栓	刈屋浄水場系 給水栓	前田浄水場系 給水栓
1	一般細菌	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上
2	大腸菌	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3	カドミウム及びその化合物	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上
4	水銀及びその化合物	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
5	セレン及びその化合物	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
6	鉛及びその化合物	年1回以上	年1回以上	〃	〃	〃	〃	年1回以上
7	ヒ素及びその化合物	3年に1回以上	3年に1回以上	〃	〃	年1回以上	年1回以上	3年に1回以上
8	六価クロム化合物	〃	〃	〃	〃	3年に1回以上	3年に1回以上	〃
9	亜硝酸態窒素	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上
12	フッ素及びその化合物	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
13	ホウ素及びその化合物	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
14	四塩化炭素	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
15	1,4-ジオキサン	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
16	(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
17	ジクロロメタン	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
18	テトラクロロエチレン	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
19	トリクロロエチレン	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
20	ベンゼン	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
21	塩素酸	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上
22	クロロ酢酸	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
23	クロロホルム	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
24	ジクロロ酢酸	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
25	ジブロモクロロメタン	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
26	臭素酸	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
27	総トリハロメタン	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
28	トリクロロ酢酸	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
29	ブロモジクロロメタン	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
30	ブロモホルム	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
31	ホルムアルデヒド	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
32	亜鉛及びその化合物	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上
33	アルミニウム及びその化合物	〃	年1回以上	年1回以上	年1回以上	〃	〃	年1回以上
34	鉄及びその化合物	〃	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	〃	〃	3年に1回以上
35	銅及びその化合物	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
36	ナトリウム及びその化合物	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
37	マンガン及びその化合物	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
38	塩化物イオン	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3年に1回以上	年1回以上	年1回以上	3年に1回以上	年1回以上	年1回以上	3年に1回以上
40	蒸発残留物	〃	〃	〃	年1回以上	〃	〃	年1回以上
41	陰イオン界面活性剤	〃	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上
42	ジェオスミン	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	省略可	省略可	月1回以上
43	2-メチルイソボルネオール	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
44	非イオン界面活性剤	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上
45	フェノール類	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上
46	有機物(TOC)	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上
47	pH値	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
48	味	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
49	臭気	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
50	色度	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
51	濁度	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

水道法により、これ以上の検査回数の緩和が認められていない項目

表 4-3 水質検査表② 法定定期水質検査（給水栓における水質基準項目検査）

No.	水質基準値等 (mg/L)	検査回数(回/年)							
		米内浄水場系 給水栓	中屋敷浄水場系 給水栓	沢田浄水場系 給水栓	新庄浄水場系 給水栓	生田浄水場系 給水栓	刈屋浄水場系 給水栓	前田浄水場系 給水栓	
1	一般細菌	100 個/mL	12	12	12	12	12	12	12
2	大腸菌	検出されないこと	12	12	12	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003	1	1	1	1	1	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005	1	1	1	1	1	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01	1	1	1	1	1	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01	4	4	1	1	1	1	4
7	ヒ素及びその化合物	0.01	1	1	1	1	4	4	1
8	六価クロム化合物	0.05	1	1	1	1	1	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04	12	12	12	12	12	12	12
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	4	4	4	4	4	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	12	12	12	12	12	12	12
12	フッ素及びその化合物	0.8	12	12	12	12	12	12	12
13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	4	4	1
14	四塩化炭素	0.002	1	1	1	1	1	1	1
15	1,4-ジオキサン	0.05	1	1	1	1	1	1	1
16	(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	0.04	1	1	1	1	1	1	1
17	ジクロロメタン	0.02	1	1	1	1	1	1	1
18	テトラクロロエチレン	0.01	1	1	1	1	1	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01	1	1	1	1	1	1	1
20	ベンゼン	0.01	1	1	1	1	1	1	1
21	塩素酸	0.6	12	12	12	12	12	12	12
22	クロロ酢酸	0.02	4	4	4	4	4	4	4
23	クロロホルム	0.06	4	4	4	4	4	4	4
24	ジクロロ酢酸	0.03	4	4	4	4	4	4	4
25	ジブromクロロメタン	0.1	4	4	4	4	4	4	4
26	臭素酸	0.01	4	4	4	4	4	4	4
27	総トリハロメタン	0.1	4	4	4	4	4	4	4
28	トリクロロ酢酸	0.03	4	4	4	4	4	4	4
29	ブromジクロロメタン	0.03	4	4	4	4	4	4	4
30	ブromホルム	0.09	4	4	4	4	4	4	4
31	ホルムアルデヒド	0.08	4	4	4	4	4	4	4
32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	1	1	4	4	1	1	4
34	鉄及びその化合物	0.3	1	4	1	1	1	1	1
35	銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200	1	4	4	1	4	4	1
37	マンガン及びその化合物	0.05	1	1	12	1	1	1	1
38	塩化物イオン	200	12	12	12	12	12	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	1	4	4	1	4	4	1
40	蒸発残留物	500	1	4	4	4	4	4	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2	1	1	1	1	1	1	1
42	ジェオスミン	0.00001	12	12	12	12	1	1	12
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	12	12	12	12	1	1	12
44	非イオン界面活性剤	0.02	4	4	4	4	4	4	4
45	フェノール類	0.005	1	1	1	1	1	1	1
46	有機物(TOC)	3	12	12	12	12	12	12	12
47	pH値	5.8以上8.6以下	12	12	12	12	12	12	12
48	味	異常でないこと	12	12	12	12	12	12	12
49	臭気	異常でないこと	12	12	12	12	12	12	12
50	色度	5 度	12	12	12	12	12	12	12
51	濁度	2 度	12	12	12	12	12	12	12

表 4-4 水質検査表③ 独自に行う水質検査 水質基準項目検査

No.		検査回数(回/年)				
		上流水源	浄水場原水 (河川水)	浄水場原水 (地下水源)	処理工程水 (緩速ろ過池)	浄配水池 ※
1	一般細菌	12	12	4	12	12
2	大腸菌	12	12	4	12	12
3	カドミウム及びその化合物	4	4	4	-	-
4	水銀及びその化合物	4	4	4	-	-
5	セレン及びその化合物	4	4	4	-	-
6	鉛及びその化合物	4	4	4	-	12
7	ヒ素及びその化合物	4	4	4	-	-
8	六価クロム化合物	4	4	4	-	-
9	亜硝酸態窒素	12	12	4	12	12
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	2	4	4	-	-
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	12	4	12	12
12	フッ素及びその化合物	12	12	4	12	12
13	ホウ素及びその化合物	2	4	4	-	-
14	四塩化炭素	2	4	4	-	-
15	1,4-ジオキサン	2	4	4	-	-
16	(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	2	4	4	-	-
17	ジクロロメタン	2	4	4	-	-
18	テトラクロロエチレン	2	4	4	-	-
19	トリクロロエチレン	2	4	4	-	-
20	ベンゼン	2	4	4	-	-
21	塩素酸	-	-	-	-	12
22	クロロ酢酸	-	-	-	-	4
23	クロロホルム	-	-	-	-	4
24	ジクロロ酢酸	-	-	-	-	4
25	ジブロモクロロメタン	-	-	-	-	4
26	臭素酸	-	-	-	-	4
27	総トリハロメタン	-	-	-	-	4
28	トリクロロ酢酸	-	-	-	-	4
29	ブロモジクロロメタン	-	-	-	-	4
30	ブロモホルム	-	-	-	-	4
31	ホルムアルデヒド	-	-	-	-	4
32	亜鉛及びその化合物	4	4	4	-	12
33	アルミニウム及びその化合物	4	4	4	12	12
34	鉄及びその化合物	4	4	4	12	12
35	銅及びその化合物	4	4	4	-	-
36	ナトリウム及びその化合物	12	12	4	12	12
37	マンガン及びその化合物	4	4	4	12	12
38	塩化物イオン	12	12	4	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	12	12	4	12	12
40	蒸発残留物	2	4	4	-	-
41	陰イオン界面活性剤	2	4	4	-	-
42	ジェオスミン	12	12	4	4	-
43	2-メチルイソボルネオール	12	12	4	4	-
44	非イオン界面活性剤	2	4	4	-	-
45	フェノール類	2	4	4	-	-
46	有機物(TOC)	12	12	4	12	12
47	pH値	12	12	4	12	12
48	味	-	-	-	-	12
49	臭気	12	12	4	12	12
50	色度	12	12	4	12	12
51	濁度	12	12	4	12	12

※ 原水として清浄な地下水を利用する生浄水場配水池・刈屋配水場では、No.22～31の項目の生成は抑制され、検出の可能性が低いことから検査を省略します。

表 4-5 水質検査表④ 水質管理目標設定項目及びその他項目

No.	検査項目	目標値 (mg/L)	検査回数(回/年)					
			上流水源	浄水場原水 (河川水)	浄水場原水 (地下水源)	処理工程水 (緩速ろ過池)	浄配水池	給水栓
1	アンチモン及びその化合物	0.02	-	2	2	-	-	1
2	ウラン及びその化合物	0.002	-	2	2	-	-	1
3	ニッケル及びその化合物	0.02	-	2	2	-	-	1
4	1,2-ジクロロエタン	0.004	2	4	4	-	-	1
5	トルエン	0.4	2	4	4	-	-	1
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	-	2	2	-	-	1
7	亜塩素酸	0.6	-	-	-	-	-	-
8	二酸化塩素	0.6	-	-	-	-	-	-
9	ジクロロアセトニトリル	0.01(暫定)	-	-	-	-	-	2
10	抱水クロラール	0.02(暫定)	-	-	-	-	-	2
11	農薬類	※1	-	2	-	-	2	-
12	残留塩素	1	-	-	-	-	12	12
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10以上100以下	12	12	4	12	12	1 ※3
14	マンガン及びその化合物	0.01	4	4	4	12	12	1 ※3
15	遊離炭酸	20	-	2	2	-	-	2
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	2	4	4	-	-	1
17	メチルtertブチルエーテル	0.02	2	4	4	-	-	1
18	有機物(全有機炭素(TOC)の量) ※3	1	12	12	4	12	12	12
19	臭気強度(TON)	3	12	12	4	12	-	2
20	蒸発残留物	30以上200以下	2	4	4	-	-	1 ※3
21	濁度	1	12	12	4	12	12	12
22	pH値	7.5程度	12	12	4	12	12	12
23	腐食性(ランゲリア指数)	※2	-	2	2	-	-	2
24	従属栄養細菌	2000(暫定)	-	-	-	-	-	2
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1	2	4	4	-	-	1
26	アルミニウム及びその化合物	0.1	4	4	4	12	12	1 ※3
その他	1 電気伝導率		12	12	4	12	12	12
	2 紫外線吸光度(E260)		12	12	4	12	12	12
	3 脱塩素臭気		-	-	-	-	-	12
	4 アンモニア態窒素		12	12	4	12	12	1 ※3
	5 アルカリ度		12	12	4	-	-	2

※1 検出値と目標値の比の和として1以下

※2 -1以上とし極力0に近づけること

※3 水質基準値の同項目の検査回数に応じて、当該項目の回数を増加させる場合があります。

表 4-6 水質検査表⑤ クリプトスポリジウム等検査とその検査回数

No.	検査地点	検査回数(回/年)						
		米内浄水場 着水井	中屋敷浄水場 着水井	沢田浄水場 着水井	新庄浄水場 着水井	生出浄水場 着水井	刈屋浄水場 1号・2号取水井	前田浄水場 着水部
1	クリプトスポリジウム	4	4	4	4	-	-	4
2	ジアルジア	4	4	4	4	-	-	4
3	大腸菌	4	4	4	4	4	4	4
4	嫌気性芽胞菌	4	4	4	4	4	-	4
5	濁度	4	4	4	4	4	4	4

表 4-7 水質検査表⑥ 水源域関係調査

			検査回数(回/年)	
	No.	検査地点	上流水源	河川取水口
水源域 環境 調査	1	総窒素(T-N)	2	-
	2	総りん(T-P)	2	-
	3	pH値	2	4 ※
	4	COD	2	- ※
	5	DO	2	4 ※
	6	BOD	2	4 ※
	7	SS	2	4 ※
	8	大腸菌群	2	4 ※

※ 河川取水口のうち沢田浄水場築川取水口においては、河川上流部に築川ダムが建設中であることから重点調査地点とし、検査回数を4→12回に増やし監視を強化します。

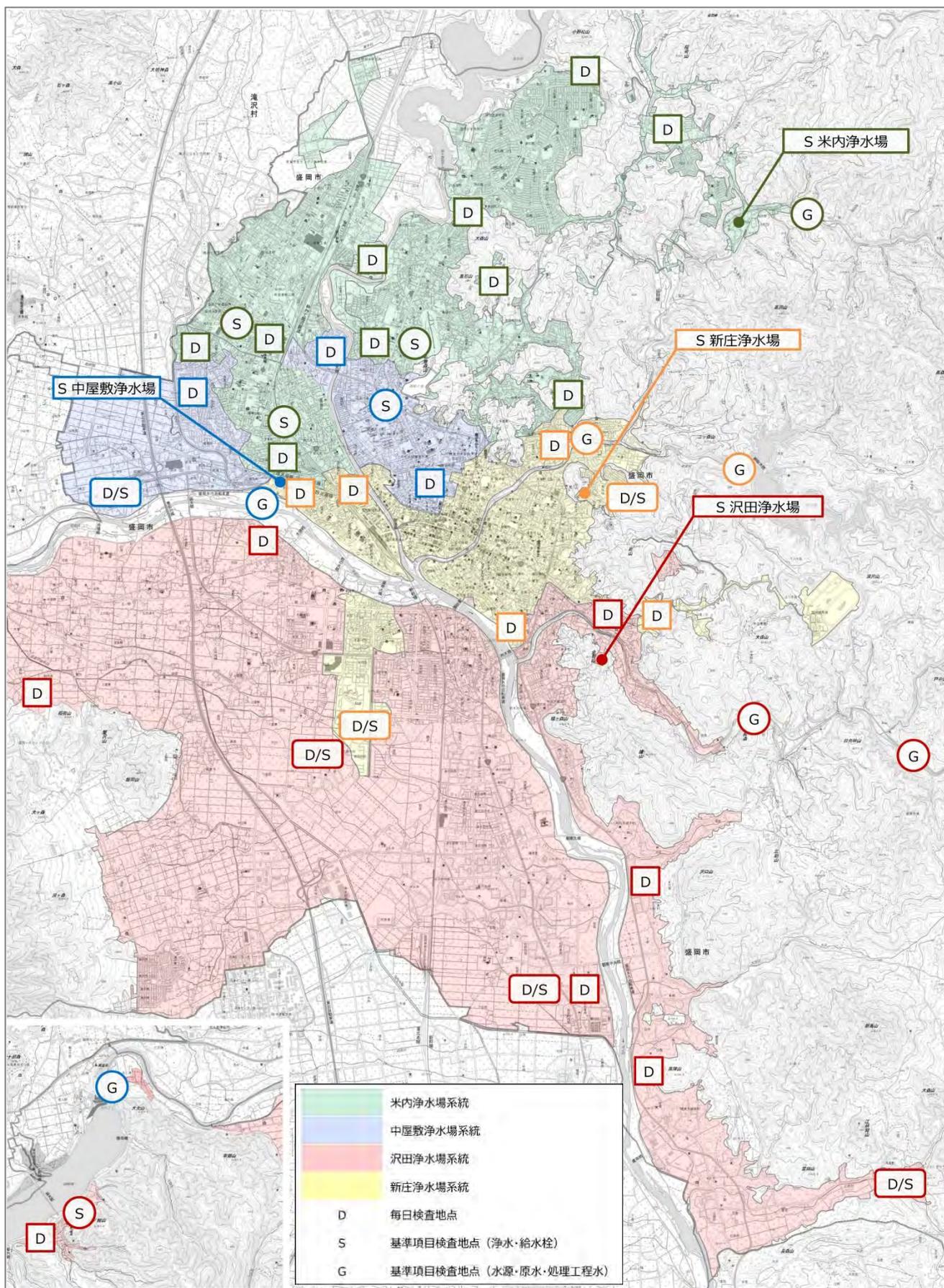


図 4-1 盛岡・都南地域採水地点図

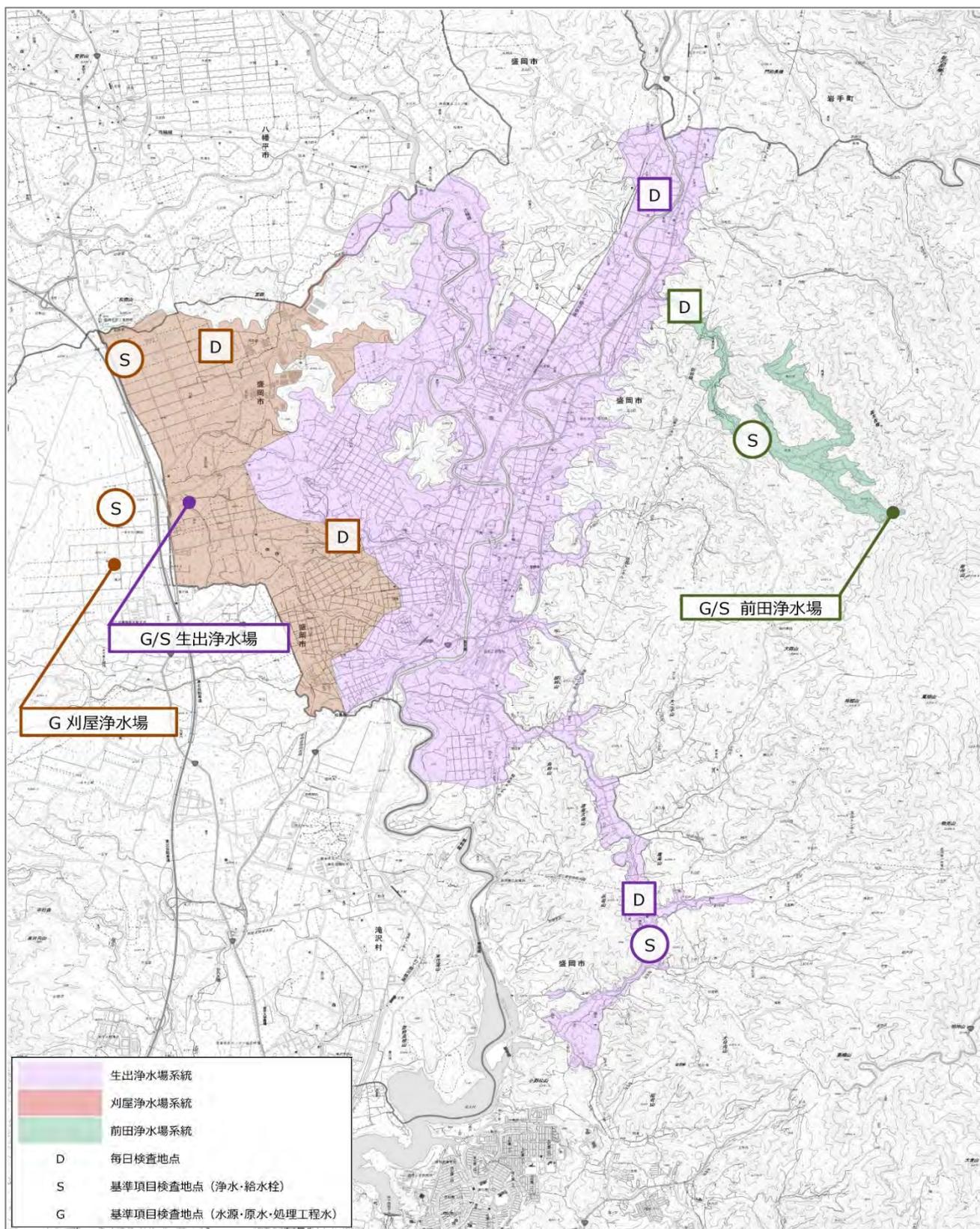


图 4-2 玉山地域採水地点图

5 水質検査方法

水質基準項目の検査方法は、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）、クリプトスポリジウム等の検査は「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」、水質管理目標設定項目の検査は厚生労働省健康局水道課長通知により行います。

6 臨時の水質検査

以下のような水質の変化があり、給水栓での水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、必要に応じて水源、浄水場及び給水栓などから採水し、水道法第20条に基づく臨時の水質検査を行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
(へい死した魚類が多数浮遊している、臭気に著しい変化が生じる等)
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 配水施設の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたと思われるとき
- ⑥ その他、検査の必要を認めたとき

7 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果を広報もりおか、盛岡市上下水道局公式ホームページ、局広報誌「みずの輪」に掲載するほか、水質年報等により公表します。

8 水質検査結果の評価

水質基準は、水道により供給される全ての水が満たさなければならない要件です。盛岡市では、水質検査結果が水質基準を遵守していることを確認することはもちろんのこと、得られた結果と蓄積したデータの比較評価等を行い、水質管理に活用します。また、原水の検査結果についても比較評価等を行い、水道水源保全対策や浄水処理工程に活用し安全で良質な水道水の供給に反映させます。

9 水質検査計画の見直し

水質検査計画の見直しは、年度途中であっても検査結果や水源域の状況に基づいて随時行います。

10 水質検査の精度と信頼性の確保

盛岡市では、水質検査における測定値の信頼性確保のため、正確で精度の高い検査体制を整えています。また、水質検査を委託する場合には、水質検査の精度及び水質検査の測定値の信頼性を確保するため、正確かつ精度の高い検査体制を整えている検査機関（水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣登録機関）に委託します。

(1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の10分の1の値を定量下限値とし、定量下限値付近において測定値のバラツキの程度を示す変動係数が無機物で10%以下、有機物で20%以下になるよう測定精度を確保します。

(2) 信頼性の確保

国及び県が実施する外部精度管理に参加するとともに、内部精度管理を実施し、定期検査における測定が精確に行われているか検証します。

盛岡市上下水道局浄水課水質管理センターは、自らが実施した水質検査結果の精度と信頼性を確保するために、平成23年度に公益社団法人日本水道協会より水道GLP※の認定を取得し、平成28年1月31日には再認定（更新）を受けました。



JWWA-GLP078
水道GLP認定

※ 「水道GLP」とは、水道水質検査優良試験所規範(Good Laboratory Practice)の略称で、水質検査結果の精度と信頼性の確保を目的として、管理された体制の下で適正に検査が実施されたことを証明できる基準を定めたものであり、第三者機関である(公社)日本水道協会が厳正に審査し認定します。

11 関係者との連携

- (1) 水道水が原因で水質事故が発生した場合には、盛岡市保健所及び岩手県環境生活部県民くらしの安全課等関係機関と連携して被害状況を把握します。
- (2) 水源で水質汚染事故が発生した場合には、北上川流域市町村で構成する「北上川水系水質汚濁対策連絡協議会」の水質事故連絡体制で情報交換を図りながら現地調査を行い、浄水場で所要の対策を講じ、適正な浄水処理の維持に努め、常に安全で良質な水道水を供給します。
- (3) 水道水源の共通する諸課題を協議し、水道水源の保全について必要な対策を行うことを目的に、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、矢巾町及び岩手町が北上川流域(盛岡圏)水源保全連絡協議会を設置し、連携を図っています。

問い合わせ先 盛岡市上下水道局 浄水課 水質管理センター
020-0807 盛岡市加賀野字桜山 86 番地
TEL 019-623-1411 (代表)
